

2014年度の米国特許訴訟の際立った傾向

2015年04月13日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

2013年までの過去約20年間は、連邦地方裁判所における特許訴訟は、ほぼ増加の一途をたどってきました。特に、2011年～2013年における特許訴訟の件数の増加は顕著です。

なかでも、2012年度において特許訴訟の件数が多くなりました。これは、下記の理由(a)～(c)によるものと考えられます。

- (a) 1件の訴訟において多数の被告を相手に訴訟を提起することができた。
- (b) 特許発行の件数が増加している。
- (c) USPTOによる審査の品質に問題がある。

上記のように、米国における特許訴訟の件数は、2014年度以降も、基本的には増加し続けるであろうと言われていました。このような状況下で、このたび、2014年度における特許訴訟の件数に関する統計データが発表されました。この統計データに基づいて、米国特許訴訟の件数が、2014年度においてどのような傾向を示し、その後どのように推移していくのかについて、以下に説明します。

【全3頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06-6351-4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.